

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 21(受)1192	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	不当利得返還請求事件	原審事件番号	平成 21(ネ)60
裁判年月日	平成 21 年 9 月 4 日	原審裁判年月日	平成 21 年 3 月 26 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 231 号 477 頁		

判示事項	いわゆる過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合における、民法 704 条前段所定の利息の発生時期
裁判要旨	いわゆる過払金充当合意（過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意）を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合においても、悪意の受益者である貸主は過払金発生時から民法 704 条前段所定の利息を支払わなければならない。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人前田陽司，同黒澤幸恵，同菊川秀明の上告受理申立て理由について	
1 <u>金銭消費貸借の借主が利息制限法 1 条 1 項所定の制限を超えて利息の支払を継続し，その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において，貸主が悪意の受益者であるときは，貸主は，民法 704 条前段の規定に基づき，過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（大審院昭和 2 年（オ）第 195 号同年 12 月 26 日判決・法律新聞 2806 号 15 頁参照）。このことは，金銭消費貸借が，貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって，当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも，異なるところはないと解するのが相当である。</u>	
2 以上と同旨の原審の判断は，正当として是認することができる。論旨は採用することができない。	
よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。	
(裁判長裁判官 古田佑紀 裁判官 今井功 裁判官 中川了滋 裁判官 竹内行夫)	

※参考：ジュリスト 1389 号 99 頁